

報告 しんぎょれん 2014



JF マリンバンク

和歌山県信用漁業協同組合連合会

目 次

ご あ い さ つ	1
経 営 方 針	2
リ ス ク 管 理 の 体 制	3
コンプライアンス（法令遵守）の体制	5
金 融 A D R 制 度 へ の 対 応	5
漁業者等の経営の改善のための取組の状況	6
地域の活性化のための取組の状況	8
ト ピ ッ ク ス	9
事 業 の 内 容	10
商品・サービスのご案内	11
業 績 の 概 要	14
貸 借 対 照 表	16
損 益 計 算 書	17
注 記 表	18
キャッシュ・フロー計算書	27
剰 余 金 処 分 計 算 書	28
財務諸表の正確性等にかかる確認	29
貯 金	30
種類別・貯金者別貯金残高	30
科目別貯金平均残高	30
貸 出 金	31
種類別・使途別・貸出者別貸出金残高	31
科目別貸出金平均残高	31
貸出金担保別内訳	32
債務保証担保別内訳	32
業種別貸出金残高	32
主要な水産業関係の貸出金残高	33
有 価 証 券	34
種類別有価証券平均残高	34
有価証券残存期間別残高	34
有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	35
保有有価証券の利回り	35

受託業務・為替業務等	36
受託貸付金の残高	36
内国為替の取扱実績	36
平残・利回り等	36
粗利益	36
業務純益	37
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	37
受取・支払利息の増減額	37
経費の内訳	38
諸指標	38
最近5年間の主要な経営指標	38
自己資本の充実の状況	39
経営諸指標	52
リスク管理情報等	53
リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	53
金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	54
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
貸出金償却の額	54
役員等の報酬体系	55
本会の組織	57
会員数	57
役員	57
店舗一覧	57
自動機器の設置状況	58
協同会社	58
特定信用事業代理業の状況	58
組織機構図	58
沿革・歩み	59
手数料一覧	60
内国為替の取扱手数料	60
その他の諸手数料	60
勧誘方針	61

本報告は、水産業協同組合法第92条第3項において準用する同法第58条の3に基づいて、作成したディスクロージャー資料です。

ご あ い さ つ

日頃より、私ども和歌山県信用漁業協同組合連合会（略称 J F マリンバンク和歌山）をご利用いただきまして誠に有難うございます。

さて、当連合会の業務内容、活動状況等を皆様にご紹介する「報告しんぎょれん2014」を、粗製ですが本年も発行いたしました。これによって、当連合会に対するご理解を深めていただき、一層お引き立ていただければ幸いに存じます。

当連合会は昭和30年に創立して以来、和歌山県下の漁業振興と漁業者の生活向上を目的に事業を展開してまいりました。具体的には、県下の漁業協同組合及び漁業者等に事業資金を融通し、漁業生産の向上と消費者に新鮮な魚介類等を供給することによって、国民の安全な食糧確保と豊かな食生活に貢献してまいりました。一方、漁村の最も身近な金融機関として、金融機能を発揮し、貯蓄奨励、漁村地域の生活、漁村地域の環境整備、海のレジャー事業等への対応を行っています。

さらに各漁業協同組合から信用事業を譲り受けた一県一信用事業統合体として、漁業者及び漁村地域の皆様に信頼され、地域の発展に貢献できるより良質な金融サービスを提供したいと考えております。

同時に公共性の高い地域金融機関の一員として、コンプライアンス経営の実践や「J F マリンバンク基本方針」の遵守等により経営の健全性、透明性を確保し、信頼性の向上に努める所存でございます。

皆様の一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

和歌山県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 榎 本 秀 春

経 営 方 針

当連合会は、創立以来、漁業金融を通じて、県下漁業の振興と漁業者及び漁協の経営安定並びに漁業者の生活向上のために貢献してまいりました。

その間、金融の自由化の進展、ペイオフの解禁等金融機関経営をめぐる環境は激変してまいりました。

この環境変化に適切に対応し、今後とも漁協系統金融機関として漁村地域に密着し、充実した金融機能を発揮するため、自己経営責任の原則に基づき、コンプライアンス経営の実践、個人情報保護方針の遵守、「J F マリンバンク基本方針」の遵守、リスク管理体制の充実、経営の効率化等により適切な業務運営と経営の健全性、透明性を確保し、信頼性の向上を図るよう努めてまいりたいと考えています。

① 経営の健全性・透明性

漁協系統金融機関として、水産業協同組合法等あらゆる法令や「J F マリンバンク基本方針」等系統内ルールを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を確保すると共に、適正な資産自己査定の実施等適切なリスク管理を行い、健全で透明性のある経営に努めてまいります。

② 経営の効率化

各漁協から信用事業を譲り受けた、一県一信用事業統合体として、利用者の利便性に配慮しつつ、店舗の統廃合、機械化等経営の効率化を図り、会員還元が可能な収益力のある経営体を目指してまいります。

③ 自己資本の充実

J F マリンバンクグループの一員として、利用者の信頼を確固たるものとするため、自己資本比率の基準値（８％以上）の安定確保に努めてまいります。

④ 地域との密着化

県下唯一の漁業専門金融機関（協同組織金融機関）としての特性を生かし、組合員・地域住民とのつながりの強化に向けた事業展開を図ってまいります。

リスク管理の体制

1. リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

3. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクは、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当連合会では、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日

常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当連合会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品毎に異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

5. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

6. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

7. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

コンプライアンス（法令遵守）の体制

1. 基本方針

自己責任原則に基づいた健全経営の確保、信頼性の確立が求められているなか、事業運営に法令等の遵守の徹底が経営の最重要課題と認識し、連合会全体に遵法精神が浸透するよう努めてまいります。

2. コンプライアンス対応体制

(1) コンプライアンス推進委員会

会長、専務、参事、各部長等で構成し、当連合会のコンプライアンスに関する企画や進捗状況について審議を行い、その内容については理事会に協議・報告いたします。

(2) コンプライアンス責任者

本支店にコンプライアンス責任者を設置し、コンプライアンスに関する相談窓口とし、担当部署におけるコンプライアンスに関する事項について責任を負います。

(3) コンプライアンス統括部署

管理部をコンプライアンス全般にかかる統括部署とし、コンプライアンス・プログラムを立案するとともに会長等からのコンプライアンスにかかる指示を履行し、必要事項の報告・連絡を行います。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、

(1) 利用者サポート等管理責任者の設置

(2) ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受付けたご相談・苦情等については、苦情処理体制の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

2. 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JF マリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JF マリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

1. 中小漁業者等の経営支援に関する方針

本会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組めます。

- (1) 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 本会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
- (3) 本会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- (4) 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- (5) 本会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。

2. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本会が行う貸付業務等において、漁業者をはじめとする地域のお客さまからの申込みに対して、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備しております。

- (1) 代表理事会長、代表理事専務、参事、管理部長、業務部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し組織横断的に協議しています。
- (2) 参事（業務担当）を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

3. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

本会が漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して、必要な資金を供給していくために、事業の状況や特性を勘案しながら取組んでいます。

- (1) お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについては、漁業信用基金協会等の外部機関と緊密に連携を図っています。
- (2) お客さまからの償還負担の軽減の申込みについては、負債整理資金の提供や償還期間の延長を提案し対応しています。

4. 経営者保証に関するガイドラインに係る取組状況

「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）とは、経営者保証（中小企業の経営者等による個人保証）における合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、「経営者保証に関するガイドライン研究会」（全国銀行協会及び日本商工会議所）が策定したものです。

本会では、個人保証契約について、ガイドラインを遵守して取り扱うこととしております。

- (1) 経営者保証は、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全等の必要性等の観点から、中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- ①法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある

そこで、本会では、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案して、保証契約の必要性を検討させていただいております。

- (2) 原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理に則った整理を申し立てた場合には、金融機関はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めることとされており、本会の保証契約（覚書）にはその旨が規定されています。
- (3) 保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談等により保証契約の必要性を再度判断いたします。

5. 浜の活力再生プランに係る取組状況

平成25年度の国の支援事業である魚価の低迷や資材高騰等により、疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、改革に取

組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容、及び改善目標を定めた「浜の活力再生プラン」を策定するに当たっての取組みに対し、積極的な関与及びサポートに努めました。

また、漁業経営セーフティーネット構築等事業に燃油緊急対策として、「もうかる漁業沿岸版」、「省エネ機器等導入推進事業」が措置され、漁連・漁協とも連携のうえ、主体的に取り組んでまいりました。

今後においても、漁村地域毎の所得向上の実現及び浜の再生へ向けた役割発揮に取り組んでまいります。

地域の活性化のための取組の状況

1. J F 女性部活動の支援

漁業協同組合の組合員家族及び地域の女性で構成する J F 女性部組織が、県下に 16 あります。この J F 女性部で構成する和歌山県女性部連合会の事務局を、本会が創設以来担当し、漁家生活の安定、漁業の振興並びに漁村地域の発展などの活動を共に行っています。

(1) 森川海環境保全活動

- ① 海浜の美化活動の促進、浜そうじ支援事業の実施
- ② 人と環境にやさしい「わかしお石けん」の使用推進
- ③ 漁民の森づくり・育樹活動への参画

(2) 水産物消費拡大活動

- ① “地産の魚”を使用したおさかなママさん活動の展開
- ② 料理教室等を通じて“食育”活動の展開
- ③ 朝市やイベントを通じ、地産地消を目指した魚食普及

(3) 漁業振興活動

- ① J F 事業の全利用推進
- ② 安全操業のためのライフジャケット着用推進

2. 漁船海難遺児を励ます運動

漁業生産は海上労働が主であり、残念ながら、海難事故は無くならない現状であります。不幸にして海難事故で夫、父等を失った家庭を励まし、遺児の学資の給付や、奨学金の貸与を主な事業とする「漁船海難遺児を励ます運動」には、昭和 44 年の運動開始より、募金活動から資金の給付等までを担当し、県内活動の中心的役割を果たしています。

トピックス

1. 事業推進体制の強化に向けた取組み

当連合会では中期経営計画（平成24年度～平成26年度）に基づき、事業推進体制の強化に向けた取組みとして次のことを実践しています。

- (1) JFマリンバンク体制整備基準・指針に基づき、将来にわたって漁業金融を維持し続けるために、「店舗のリスク管理態勢の強化」、「不祥事未然防止に向けた内部管理体制の強化」、「将来の事業量を踏まえた店舗経営の効率化と収支安定化」を喫緊の課題として、平成26年度の実践に向けた「店舗機能再構築計画」を策定し、準備を進めてきました。
- (2) 渉外管理体系を確立し、営業活動を渉外中心の攻めのスタイルに切り替え、漁業者以外の地域住民を含めた、ターゲット顧客に対する取組方針（年金、住宅ローン等）を明確にし、事業推進に積極的に取り組んでいます。
- (3) 業務運営連絡協議会、漁協女性部、年金友の会等の組織活動に注力することにより、組織的な推進にも取り組んでいます。

2. 貯金における取組み

組合員等利用者の利便性の確保、事業量の拡大を図るために、渉外体制を強化し積極的な推進に取り組んでまいりました。漁獲不振、漁村の高齢化、相続による貯金流出等の厳しい状況のもとで、年3回の新規定期貯金獲得キャンペーンと恒常的な渉外活動の取組として、年間を通じて新規定期貯金に対する金利優遇を展開しました。また、女性部組織と一体となった貯蓄運動として、和歌山県女性連創立55周年を記念した「定期積金キャンペーン」による「JF事業全利用運動」を実施しました。

3. 貸出における取組み

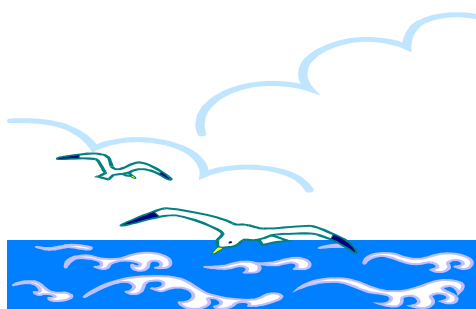
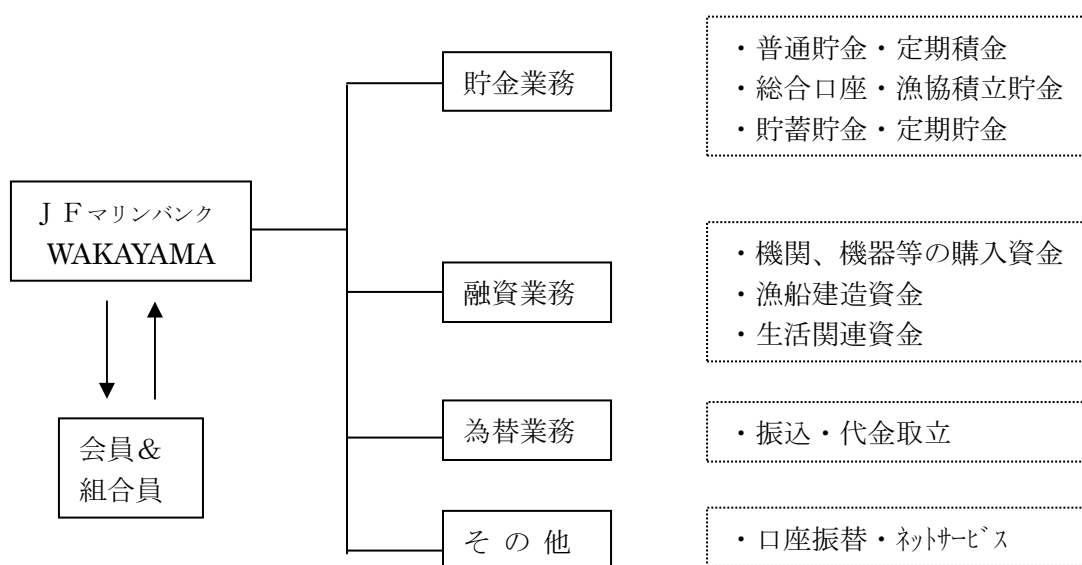
漁業設備投資が低調に推移する中、「無保証人型漁業融資促進事業」及び「漁業近代化資金利子助成」の活用により、生産基盤の確立と漁家経営の安定に必要な融資対応を実施してまいりました。また、住宅ローンは「貸出金利優遇」を展開し、マイカーローンは「ECO キャンペーン」を通して保証料軽減の展開による新規獲得に取り組んでまいりました。

事業の内容

当連合会は、毎日の暮らしに役立つ、会員（県下漁業協同組合等）及びその構成員である組合員等を主な対象とした漁村地域の金融機関「JFマリンバンク」です。

取扱い業務は貯金、融資、為替など会員及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。例えば、会員（組合員を含む）からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資を行います。また、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っています。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預け入れするなどの運用を行っています。

「JFマリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しています。



貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民の皆様からの貯金をお預かりしています。

種 類	特 徴	期 間	最低預入額
当座性貯金	当 座 貯 金	定 め な し	1 円
	普 通 貯 金		
	総 合 口 座		
	決 済 用 貯 金		
	納 税 準 備 貯 金		
	貯 蓄 貯 金		
	通 知 貯 金	7 日 以 上	100 万円
定期性貯金	期 日 指 定 定 期	最 長 3 年	1 円
	ス ー パ ー 定 期	1 ヶ月以上 5 年 以 内	
	大 口 定 期	1 ヶ月以上 5 年 以 内	1000 万円
	変 動 金 利 型 定 期	1 年 以 上 3 年 以 内	1 円
	積 立 定 期 貯 金	1 年 以 上 5 年 以 内	
	定 期 積 金	6 ヶ月以上 5 年 以 内	500 円

貸出業務

会員への融資をはじめ、漁業者・事業者の皆様の暮らしや、地域住民の皆様に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、水産業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫等の融資申込みのお取次もしています。

種類		資金使途	貸出金額	期間	対象者
手形貸付金	普通資金	当会が認めたもの	当 会 承 認 額	1 年 以 内	個人／法人
	信用事業統合対策資金	信用事業譲渡運転資金			信用事業譲渡漁協
	定期貯金担保	なし	定期貯金額面金額		個人／法人
	漁業経営革新円滑化資金	運転資金	1500 万円以内		会員の組合員
証 書 貸 付 金	事業資金	【制 度 資 金】			
		漁 業 近 代 化 資 金	漁業設備資金等	和歌山県承認額	近代化資金 要領期間
		【信 漁 連 資 金】			
		普 通 資 金	当会が認めたもの	当 会 承 認 額	20 年以内
		漁 協 施 設 資 金	漁協施設の改良、復旧及び取得		所属員及び員外者 漁協、漁業協同組合連 合会
		漁 協 財 務 改 善 資 金	信用事業譲渡または廃止時における自己 資本不足額等財務改善に必要な資金		15 年以内
		営 漁 資 金	漁業経営に必要な中長期運転資金	700 万円以内	最長 5 年
		漁 業 経 営 資 金	漁船の取得、推進機関及び機器の設置等	1000 万円以内	1 0 年以内
	生活関連資金	【一 般 ロ ー ン】			
		住 宅 ロ ー ン	住宅の取得、増改築及び宅地取得資金	5000 万円以内	35 年以内
		排 水 施 設 資 金	浄化槽、排水管及び関連施設の設置又は 改良	300 万円以内	10 年以内
		小 口 生 活 ロ ー ン	生活に必要な資金	500 万円以内	5 年 1 ヶ月以内
		【ジャックス保証付ローン】			
		マ イ カ ー ロ ー ン	マイカー購入資金	500 万円以内	8 年 以 内
		リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築、設備資金	1000 万円以内	15 年 以 内
		教 育 ロ ー ン	入学金、授業料、下宿代等の資金	500 万円以内	13 年 以 内
		その他目的ローン	なし	300 万円以内	7 年 以 内
	政府系資金	【代 理 業 務】			
			漁業設備資金	公 庫 要 領 額	公庫要領期間
		(株)日本政策金融公庫	教育資金	学生一人につき 350 万円以内	15 年以内
当 座 貸 越	一般当座貸越	当会が認めたもの	当 会 承 認 額	1 年 以 内	会員及び会員の組合員
	カードローン	なし	上限 100 万円	3 年 以 内	個人

為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみなさまが、「お金を振込みしたり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種 類	内 容
振 込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代 金 取 立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

各種サービス

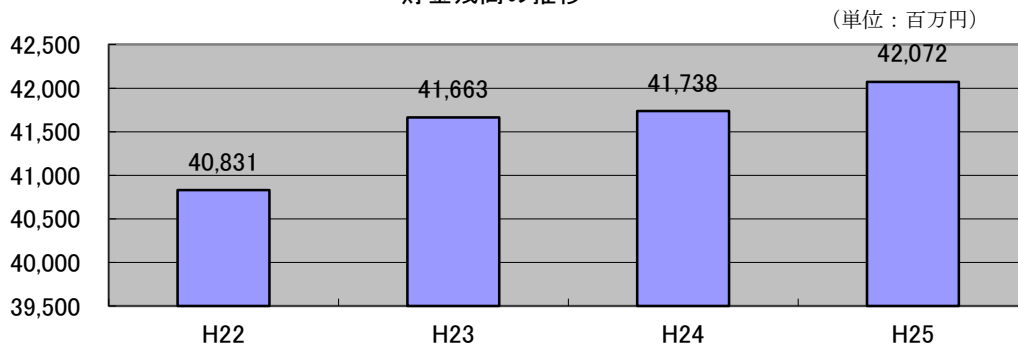
種 類	内 容
自動引落サービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金について、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与について、ご指定の口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等について、ご指定の金額をご指定の口座から自動的にお振込みいたします。
各 種 公 金 の 収 納	自動車税等県税、固定資産税等の市町税等の公金収納を取り扱っています。
キャッシュカードサービス	本会発行のキャッシュカードを利用して、全国の漁協・信漁連・農林中央金庫の ATM・CD はもちろん、MICS 加盟の銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行の ATM のほか、セブンイレブン・ローソン・ファミリーマートのコンビニ設置 ATM からのご出金・残高照会サービスもご利用いただけます。（ゆうちょ銀行・コンビニ設置 ATM は入金もできます。）
マリンクレジットカード	ショッピング・レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いただけます。また、ロードアシスタンスサービスが付いたカードも取扱っております。
インターネットバンキング	窓口や ATM に行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から残高照会やお振込サービスを利用いただけます。また、マルチペイメントネットワークサービスによる料金等の収納（ペイジー）を取扱しております。

業績の概要

貯金業務

貯金業務につきましては、組合員等利用者の利便性の確保、事業量の拡大を図るために、渉外体制を強化し積極的な推進に取り組んでまいりました。漁獲不振、漁村の高齢化、相続による貯金流出等の厳しい状況のもとで、年3回の新規定期獲得キャンペーンと恒常的な渉外活動の取組みとして、年間を通じて新規定期貯金に対する金利優遇を実施いたしました。特に女性部組織と一体となった貯蓄運動「和歌山県女性連創立55周年記念定期積金」を展開いたしました。その結果、年度末残高で前年度比334百万円(0.8%)の増加、平均残高でも前年度比272百万円(0.7%)の増加となりました。

貯金残高の推移

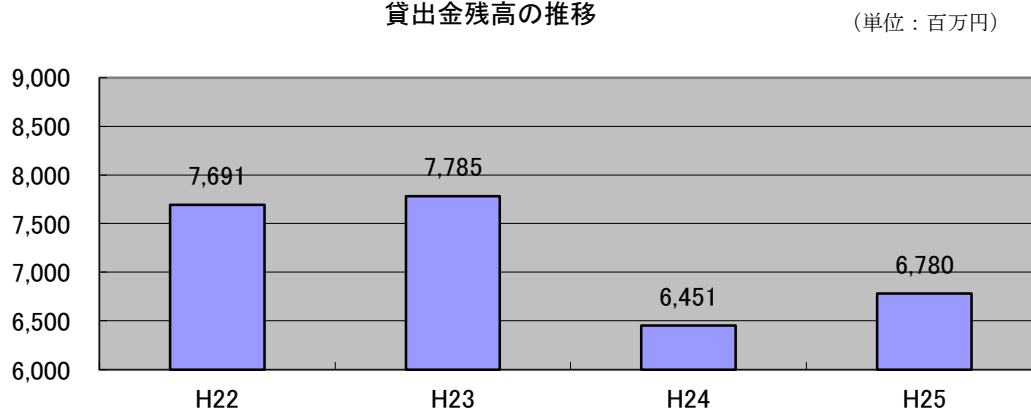


貸出業務

本年度は、漁業近代化資金を始めとした各種資金の需要に迅速かつ適切に対応し、事業資金につきましては、「無保証人型漁業融資促進事業」並びに「漁業近代化資金利子助成事業」を活用し、積極的な融資推進に取り組みました。

生活関連ローンにつきましては、顧客のローンニーズにあった商品を積極的にPRすることに努め、特に住宅ローンでは、「貸出金利優遇」を展開し、またマイカーローンについても、「ECO キャンペーン」を通して保証料の軽減を実施し、新規獲得に取り組んでまいりました。年度末貸出残高は、前年度比329百万円(5.1%)増加の6,780百万円となりました。

貸出金残高の推移

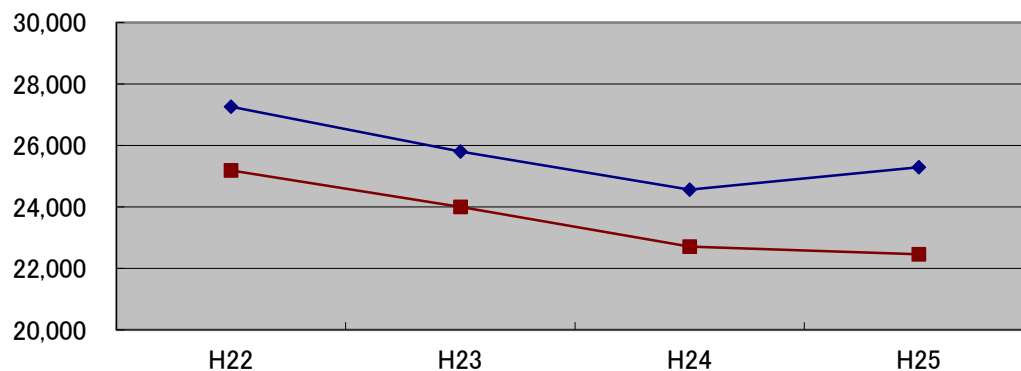


内國為營業務

本年度の為替取扱実績の件数は、仕向（発信）17 千件、被仕向（受信）23 千件、取扱金額は、仕向 25,286 百万円、被仕向 22,455 百万円の実績でした。

為替取扱高の推移

（単位：百万円）

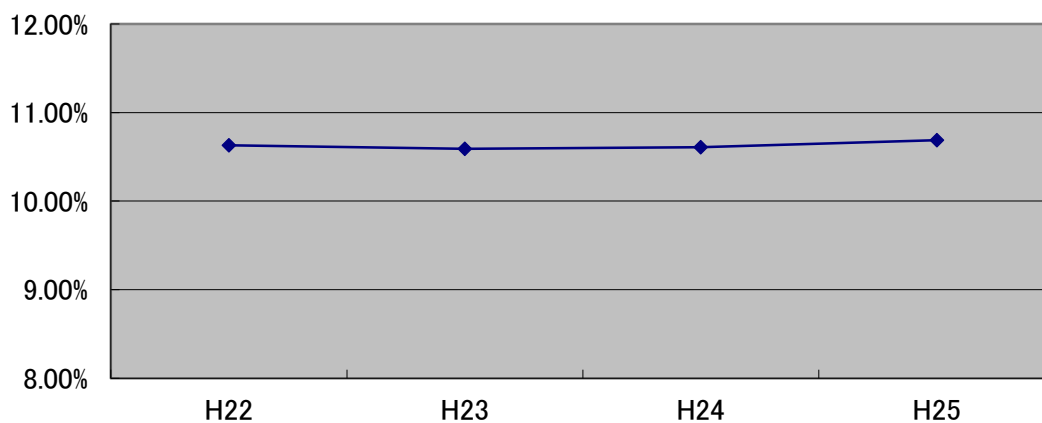


自己資本比率

厳しい経営環境の中、会員各位のご協力を得て、事業推進に取り組んだ結果、経営の健全性を示す自己資本比率は、10.69%となり、前年より 0.08 ポイント向上しました。

平成 25 年度から新告示（バーゼルⅢ）の計算による単体自己資本比率となっています。

自己資本比率の推移



貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	25年3月末	26年3月末	負債・純資産の部	25年3月末	26年3月末
現金	375	419	貯金	41,738	42,072
預け金	30,948	30,834	当座貯金	6	16
系統預け金	30,216	29,980	普通貯金	9,040	8,528
系統外預け金	732	854	納税準備貯金	17	14
有価証券	3,759	3,859	貯蓄貯金	27	29
国債	100	100	別段貯金	4	28
地方債	3,159	3,359	定期貯金	31,616	32,523
政府保証債	400	400	積立定期貯金	351	339
社債	100	0	定期積金	677	595
貸出金	6,451	6,780	その他の負債	81	85
手形貸付金	1,597	2,257	未払法人税等	3	3
証書貸付金	4,388	4,064	従業員預り金	33	34
当座貸越	128	121	未決済為替借	8	5
金融機関貸付	338	338	未払費用	32	30
その他の資産	136	132	前受収益	3	3
未決済為替貸	0	1	その他の負債	2	10
前払費用	2	3	諸引当金	194	202
未収収益	51	45	賞与引当金	12	14
その他の資産	83	83	退職給付引当金	168	172
固定資産	225	216	役員退職慰労引当金	13	15
有形固定資産	225	216	睡眠貯金払戻引当金	1	1
外部出資	1,907	1,907	債務保証	13	11
系統出資	1,011	1,011	(負債の部計)	42,026	42,370
系統外出資	896	896	会員資本	1,251	1,247
債務保証見返	13	11	出資金	1,014	1,006
貸倒引当金	▲537	▲541	普通出資金	814	806
			優先出資金	200	200
			利益剰余金	237	241
			利益準備金	171	175
			その他利益剰余金	66	66
			特別積立金	12	12
			優先出資消却積立金	38	39
			当期末処分剰余金	16	15
			うち当期剰余金	2	7
			(純資産の部計)	1,251	1,247
合計	43,277	43,617	合計	43,277	43,617

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

損失の部	25 年 3 月末	26 年 3 月末	利益の部	25 年 3 月末	26 年 3 月末
経 常 費 用	466	462	経 常 収 益	471	472
資 金 調 達 費 用	37	36	資 金 運 用 収 益	444	438
貯 金 利 息	37	36	貸 出 金 利 息	172	161
支 払 雑 利 息	0	0	預 け 金 利 息	12	11
役 務 取 引 等 費 用	4	4	有 価 証 券 利 息 配 当 金	58	57
内国為替支払手数料	1	1	受 入 雑 利 息	0	0
その他支払手数料	1	1	受 取 奨 励 金	198	193
その他の役務取引等費用	2	2	受取特別配当金	4	16
そ の 他 事 業 費 用	12	14	役 務 取 引 等 収 益	11	12
融 資 保 険 料	2	3	内国為替受入手数料	6	7
支 払 助 成 金	2	2	そ の 他 受 入 手 数 料	5	5
事 業 推 進 費	6	6	その他の役務取引等収益	0	0
債 権 管 理 費	2	3	そ の 他 事 業 収 益	12	19
事 業 管 理 費	404	404	受取出資配当金	9	17
人 件 費	258	264	受 取 助 成 金	3	1
旅 費 交 通 費	11	11	国 債 等 債 券 売 却 益	0	1
業 務 費	55	53	国 債 等 債 権 償 還 益	0	0
負 担 金	15	14	そ の 他 経 常 収 益	4	3
施 設 費	56	53	その他の経常収益	4	3
貯 金 保 険 料	6	6			
雑 費	1	1			
税 金	2	2			
そ の 他 経 常 費 用	9	4			
貸倒引当金繰入	9	4			
その他の経常費用	0	0			
特 別 損 失	0	0			
固定資産処分損	0	0			
小 計	466	462			
税 引 前 当 期 利 益	5	10			
法人税、住民税及び事業税	3	3			
当 期 剰 余 金	2	7			
当期首繰越剰余金	14	8			
当期末処分剰余金	16	15			
合 計	471	472	合 計	471	472

注 記 表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資含む）の評価方法は、次のとおりであります。
 - (1) 満期保有目的の債券は、個別法による償却原価法（定額法）です。
 - (2) 市場価格のないその他有価証券は、個別法による原価法です。
2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - (1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。
 - (2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - (3) 平成16年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しています。
 - (4) 耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。
3. 引当金の計上基準は次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要領」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。また、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
 - (5) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。

4. リース取引の処理方法は次のとおりであります。
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (2) なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属する未経過リース料については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当はありません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

該当はありません。

Ⅴ. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当はありません。

Ⅵ. 誤謬の訂正に関する注記

該当はありません。

Ⅶ. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の減価償却累計額は 415,368,027 円、圧縮記帳累計額は 32,056,500 円（うち、当期圧縮記帳額 0 円）です。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部についてはリース契約により使用しております。
3. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------------|
| 担保に供している資産 | |
| 系 統 預 け 金 | 2,500,000,000 円 |
| 系 統 外 預 け 金 | 10,100,000 円 |
| 差 入 保 証 金 | 1,000,000 円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 為 替 資 金 決 済 | 3,936,785 円 |
| 公 金 収 納 担 保 | 2,726,081 円 |
4. 理事及び監事に対する金銭債権は 1,361,688,413 円です。（総合口座取引における当座貸越並びに貯金担保貸出は除く。役員又は役員が代表権を有する漁協及び法人との利益相反契約金額が含まれています。）
5. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。（貯金は除く）
6. リスク管理債権の内訳は、次のとおりであります。
- (1) 貸出金のうち、破綻先債権額は 315,000,172 円、延滞債権額は 895,493,853 円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法

人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

- (2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 7,825,291 円です。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 0 円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,218,319,316 円です。

なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,123,244 円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 2,123,244 円あります。

なお、これらの契約は、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

VIII. 損益計算書に関する注記

該当はありません。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地の J F が会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、53%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の

状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、管理部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が27,115,910円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	419,193,284	419,193,284	0
(2) 預け金	30,834,487,093	30,831,205,450	▲3,281,643
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	3,858,930,680	4,050,410,000	191,479,320
(4) 貸出金 貸倒引当金(*)	6,779,715,690 ▲ 541,175,911		
	6,238,539,779	6,176,946,303	▲61,593,476
資産計	41,351,150,836	41,477,755,037	126,604,201
(1) 貯金	42,072,497,443	42,065,573,312	▲6,924,131
(2) 借入金	—	—	—
負債計	42,072,497,443	42,065,573,312	▲6,924,131

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を

計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率である LIBOR・円 SWAP レートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区分	貸借対照表計上額
① 系統出資	1,010,900,000
② 系統外出資	896,240,000
合 計	1,907,140,000

(*) 系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	30,834,487,093	0	0	0	0	0
有価証券	0	399,958,155	459,817,846	299,959,961	299,935,454	2,399,259,264
満期保有目的の債券	0	399,958,155	459,817,846	299,959,961	299,935,454	2,399,259,264
貸出金(*)	2,554,548,972	716,819,572	439,378,424	368,151,988	685,652,060	1,567,901,389
合 計	33,389,036,065	1,116,777,727	899,196,270	668,111,949	985,587,514	3,967,160,653

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の 447,263,285 円は、含めておりません。なお、金融機関向けの貸出金 338,000,000 円は 5 年超に含めております。

6. 貯金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	37,332,727,190	2,098,454,331	1,977,776,369	280,434,276	382,925,277	180,000
合 計	37,332,727,190	2,098,454,331	1,977,776,369	280,434,276	382,925,277	180,000

(*) 貯金のうち要求払貯金 8,615,443,822 円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

X. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	99,997,000 円	102,080,000 円	2,083,000 円
	地方債	3,059,205,167 円	3,238,460,000 円	179,254,833 円
	政保債	399,816,525 円	410,190,000 円	10,373,475 円
	社 債	0 円	0 円	0 円
	小 計	3,559,018,692 円	3,750,730,000 円	191,711,308 円
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	0 円	0 円	0 円
	地方債	299,911,988 円	299,680,000 円	▲231,988 円
	政保債	0 円	0 円	0 円
	社 債	0 円	0 円	0 円
	小 計	299,911,988 円	299,680,000 円	▲231,988 円
合 計		3,858,930,680 円	4,050,410,000 円	191,479,320 円

(2) 満期保有目的の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下減損処理という）しております。当事業年度における減損処理額は 0 円です。

なお、減損処理に当たっては、当会の経理規程に基づき、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ 50%以上下落した場合には、すべて減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復可能性を考慮して減損処理を行うこととしております。

X I. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当会は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。この退職金の支払いに備えるため必要資金の内部留保のほかに、中小企業退職金共済事業団に加入し外部拠出を行っております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成 10 年 6 月 16 日）に基づき、簡便法により行っております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	167,950,676 円
退職給付費用	13,853,648 円
退職給付の支払額	▲6,756,850 円
制度への拠出額	▲2,630,000 円
期末における退職給付引当金	172,417,474 円

②退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	51,411,480 円
中小企業退職金共済制度による給付額	▲51,411,480 円
	0 円
非積立型制度の退職給付債務	172,417,474 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	172,417,474 円
退職給付引当金	172,417,474 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	172,417,474 円

③退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	13,853,648 円
----------------	--------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 3,431,971 円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 51,233,000 円となっております。

XII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりであります。

平成26年3月31日現在

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	8,800,621 円
貸倒引当金損金算入限度超過額	23,668,938 円
賞与引当金	3,980,813 円
退職給付引当金損金算入限度超過額	47,690,673 円
減価償却限度超過額	13,383,541 円
役員退職慰労引当金	4,047,113 円
睡眠貯金払戻引当金	168,476 円
繰延税金資産 小計	101,740,175 円
評価性引当額	▲101,740,175 円
繰延税金資産合計(A)	0 円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	0 円
繰延税金資産（負債）の純額(A)+(B)	0 円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、次のとおりであります。

平成26年3月31日現在

法定実効税率	29.40 %
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	18.88%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲33.24%
住民税均等割等	26.05%
評価性引当額の減	▲12.50%
その他	▲2.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.05%</u>

3. 復興特別法人税の廃止により修正された繰延税金資産及び繰延税金負債の金額

「所得税の一部を改正する法律」(平成26年法律第十号)が公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととされました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異については、前年度の29.40%から27.61%に変更されました。なお、この税率変更による決算への影響はありません。

XIII. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XIV. リースによる使用する固定資産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XV. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XVI. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

XVII. その他の注記

該当する重要な事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	24 年度末	25 年度末
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	5	10
減価償却費	16	16
減損損失	0	0
貸倒引当金の増加額	9	4
退職給付引当金の増加額	6	5
その他の引当金・積立金の増加額	▲5	4
資金運用収益	▲444	▲438
資金調達費用	36	36
有価証券関係損益	0	▲1
外部出資関係損益	0	0
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減	1,334	▲329
預け金の純増減	▲400	▲659
貯金の純増減	75	334
教育情報資金	0	0
その他	2	▲1
資金運用による収入	452	444
資金調達による支出	▲33	▲35
小 計	1,053	▲610
法人税等の支払額	▲3	▲3
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,050	▲613
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	▲499
有価証券の売却による収入	0	100
有価証券の償還による収入	110	300
固定資産の取得による支出	▲15	▲7
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	▲37	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	58	▲106
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増加による収入	1	0
出資の払戻しによる支出	0	▲7
出資配当金の支払額	0	0
回転出資金の受入による収入	0	0
処分未済持分の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1	▲7
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	1,110	▲727
6 現金及び現金同等物の期首残高	2,126	3,278
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,228	2,499

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	24 年度	25 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	16	15
特 別 積 立 金 取 崩	－	－
剰 余 金 処 分 額	7	6
利 益 準 備 金	4	1
任 意 積 立 金	1	1
(うち優先出資消却積立金)	(1)	(1)
出 資 配 当 金	2	4
(普通出資に係る配当金)	(0)	(2)
(優先出資に係る配当金)	(2)	(2)
次 期 繰 越 剰 余 金	9	9

(注) 1. 出資配当率

(1) 普通出資金の配当は年 0.25%の割合です。

(2) 優先出資金の配当は年 1.00%の割合です。

2. 優先出資消却積立金の積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(1) 積立目的は、配当政策や出資金効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積立てます。

(2) 積立目標額は、200 百万円です。

(3) 取崩基準は、行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、理事会の議決を経て取り崩します。

3. 次期繰越剰余金に含まれる、法第 55 条第 7 項（法第 92 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は、50 万円です。

財務諸表の正確性等にかかる確認

謄 本

確 認 書

1. 私は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年 6月20日

和歌山県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長 榎 本 秀 春 ㊞

貯 金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円，％)

種 類			24 年度末		25 年度末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
要求払貯金	当 座 貯 金	6	0.0	16	0.0	
	普 通 貯 金	9,040	21.7	8,528	20.3	
	納 税 準 備 貯 金	17	0.0	14	0.0	
	貯 蓄 貯 金	27	0.1	29	0.1	
	通 知 貯 金	0	0.0	0	0.0	
	別 段 貯 金	4	0.0	28	0.1	
	計	9,094	21.8	8,615	20.5	
定期性貯金	定 期 貯 金	31,616	75.8	32,523	77.3	
	(うち固定自由金利貯金)	(31,616)	(75.8)	(32,523)	(77.3)	
	(うち変動自由金利貯金)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	積 立 定 期 貯 金	351	0.8	339	0.8	
	定 期 積 金	677	1.6	595	1.4	
	計	32,644	78.2	33,457	79.5	
譲 渡 性 貯 金		0	0.0	0	0.0	
合 計		41,738	100.0	42,072	100.0	
貯金者区分残高	員 内	会 員	1,997	4.8	1,766	4.2
		組 合 員 直 接 預 り	11,817	28.3	11,546	27.4
		計	13,814	33.1	13,312	31.6
	員 外	地 方 公 共 団 体	924	2.2	1,123	2.7
		金 融 機 関	0	0.0	0	0.0
		そ の 他	27,000	64.7	27,637	65.7
		計	27,924	66.9	28,760	68.4

(注) 1. 固定自由金利貯金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利貯金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円，％)

種 類	24 年度		25 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流 動 性 貯 金	8,594	20.6	8,630	20.6	36
定 期 性 貯 金	33,055	79.4	33,292	79.4	237
そ の 他 の 貯 金	12	0.0	11	0.0	▲1
計	41,661	100.0	41,933	100.0	272
譲 渡 性 貯 金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	41,661	100.0	41,933	100.0	272

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋納税準備貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

貸 出 金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円，％)

種 類			24 年度末		25 年度末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
割	引	手 形	0	0.0	0	0.0
手	形	貸 付	1,597	24.8	2,257	33.3
証	書	貸 付	4,388	68.0	4,064	59.9
当	座	貸 越	128	2.0	121	1.8
金	融	機 関 貸 付	338	5.2	338	5.0
合 計			6,451	100.0	6,780	100.0
固	定	金 利 貸 出	3,774	58.5	4,309	63.6
変	動	金 利 貸 出	2,677	41.5	2,471	36.4
設	備	資 金	4,726	73.3	4,402	64.9
運	転	資 金	1,725	26.7	2,378	35.1
貸出者区分残高	員 内	会 員	2,028	31.4	1,805	26.6
		組合員直接貸付	2,515	39.0	2,340	34.5
		計	4,543	70.4	4,145	61.1
	員 外	地 方 公 共 団 体	422	6.6	396	5.9
		金 融 機 関	338	5.2	338	5.0
		そ の 他	1,148	17.8	1,901	28.0
		計	1,908	29.6	2,635	38.9

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円，％)

種 類			24 年度		25 年度	
			金 額	構成比	金 額	構成比
割	引	手 形	0	0.0	0	0.0
手	形	貸 付	1,624	23.8	1,583	25.7
証	書	貸 付	4,728	69.3	4,102	66.7
当	座	貸 越	129	1.9	126	2.1
金	融	機 関 貸 付	338	5.0	338	5.5
合 計			6,819	100.0	6,149	100.0

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	24 年度末	25 年度末	増 減
貯 金 等	520	1,161	641
有 価 証 券	0	0	0
動 産	291	250	▲41
不 動 産	1,996	1,890	▲106
そ の 他 担 保 物	0	0	0
計	2,807	3,301	494
漁 信 基 保 証	2,180	2,017	▲163
そ の 他 保 証	780	781	1
計	2,960	2,798	▲162
信 用	684	681	▲3
合 計	6,451	6,780	329

債務保証担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	24 年度末	25 年度末	増 減
貯 金 等	0	0	0
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	2	1	▲1
そ の 他 担 保 物	0	0	0
計	2	1	▲1
漁 信 基 保 証	0	0	0
信 用	11	10	▲1
合 計	13	11	▲2

業種別貸出金残高

(単位：百万円，％)

種 類	24 年度末		25 年度末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 林 水 産 業	5,153	79.9	4,429	65.3	▲724
製 造 業	10	0.2	25	0.4	15
建 設 業	0	0.0	0	0.0	0
運 輸 ・ 通 信 業	0	0.0	0	0.0	0
卸 売 ・ 小 売 業	0	0.0	0	0.0	0
金 融 ・ 保 険 業	338	5.2	1,038	15.3	700
不 動 産 業	0	0.0	0	0.0	0
サ ー ビ ス 業	0	0.0	0	0.0	0
地 方 公 共 団 体	422	6.5	396	5.8	▲26
そ の 他	528	8.2	892	13.2	364
合 計	6,451	100.0	6,780	100.0	329

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種別)

(単位：百万円)

		24年度末	25年度末	増 減
漁業	海面漁業	1,675	1,545	▲130
	海面養殖業	252	233	▲19
	その他漁業	193	190	▲3
漁業関係団体等		1,852	1,657	▲195
合 計		3,972	3,625	▲347

※1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。

※2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません）

※3 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

(資金種類別)

〈貸出金〉

(単位：百万円)

		24年度末	25年度末	増 減
プロパー資金		2,253	2,004	▲249
水産制度資金		1,719	1,621	▲98
	漁業近代化資金	969	992	23
	その他制度資金等	750	629	▲121
合 計		3,972	3,625	▲347

※4 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

※5 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

〈受託貸付金〉

(単位：百万円)

		24年度末	25年度末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		4	3	▲1
その他		0	0	0
合 計		4	3	▲1

※6 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

※7 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、※5のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております（受託金融機関は受託貸付金に記載しております）。

有 価 証 券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円，％)

種 類	24 年度		25 年度		増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	107	2.8	101	2.7	▲6
地 方 債	3,159	82.9	3,231	85.8	72
政 府 保 証 債	447	11.7	427	11.3	▲20
金 融 債	0	0.0	0	0.0	0
社 債	100	2.6	7	0.2	▲93
外 国 証 券	0	0.0	0	0.0	0
株 式	0	0.0	0	0.0	0
受 益 証 券	0	0.0	0	0.0	0
そ の 他	0	0.0	0	0.0	0
合 計	3,813	100.0	3,766	100.0	▲47

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類		1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定 めなし	合 計
平成 24 年度末	国 債		100						100
	地 方 債	100	100	660	1,500	799			3,159
	政府保証債	100	200	100					400
	金 融 債								0
	社 債	100							100
	外 国 証 券								0
	株 式								0
	受 益 証 券								0
	そ の 他								0
平成 25 年度末	国 債		100						100
	地 方 債		460	700	1,799	100	300		3,359
	政府保証債		300			100			400
	金 融 債								0
	社 債								0
	外 国 証 券								0
	株 式								0
	受 益 証 券								0
	そ の 他								0

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

○ 有価証券

(単位：百万円)

保有目的	24 年度			25 年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	0	0	0	0	0	0
満期保有目的	3,759	3,994	235	3,859	4,050	191
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	3,759	3,994	235	3,859	4,050	191

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

①満期保有目的有価証券については、取得原価を償却原価法により算定し貸借対照表価額として計上しております。

②その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

○ 金銭の信託

取引実績はありません。

保有有価証券の利回り

(単位：%)

種 類	24 年度	25 年度
国 債	1.50	1.50
地 方 債	1.52	1.49
政 府 保 証 債	1.55	1.43
金 融 債	—	—
社 債	1.31	1.29
以 上 平 均	1.52	1.48

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

種 類	24 年度末	25 年度末
株式会社日本政策金融公庫	58	52
（うち農林水産事業受託）	(1)	(1)
（うち農林水産事業代理）	(3)	(2)
（うち国民生活事業）	(54)	(49)
独立行政法人住宅金融支援機構	152	128
独立行政法人福祉医療機構	1	1
計	211	181

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		24 年度末		25 年度末	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込	件 数	16,469	22,745	16,922	22,627
	金 額	24,544	22,670	25,282	22,415
代 金 取 立	件 数	13	4	4	4
	金 額	14	40	4	40
計	件 数	16,482	22,749	16,926	22,631
	金 額	24,558	22,710	25,286	22,455

平 残 ・ 利 回 り 等

粗 利 益

(単位：百万円，%)

区 分		24 年度	25 年度
資 金 運 用 収 支	資 金 運 用 収 益	444	438
	資 金 調 達 費 用	37	36
資 金 運 用 収 支		407	402
役 務 取 引 等 収 支	役 務 取 引 等 収 益	11	12
	役 務 取 引 等 費 用	4	4
役 務 取 引 等 収 支		7	8
そ の 他 事 業 収 支	そ の 他 事 業 収 益	12	19
	受 取 出 資 配 当 金	9	17
	受 取 助 成 金	3	1
	国 債 等 債 券 売 却 益	0	1
	国 債 等 債 券 償 還 益	0	0
	そ の 他 の 事 業 収 益	0	0
	そ の 他 事 業 費 用	12	14
そ の 他 事 業 収 支		0	5
事 業 粗 利 益		414	415
事 業 粗 利 益 率		1.03	1.03

(注) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業 務 純 益

(単位：百万円)

区 分	24 年度	25 年度
業 務 純 益	5	3

(注) 業務純益＝事業粗利益－経費（人件費・物件費・税金）－一般貸倒引当金繰入

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円，％)

区 分	24 年度			25 年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	41,038	444	1.08	41,330	438	
貸 出 金	6,819	172	2.52	6,149	161	2.61
預 け 金	30,406	214	0.70	31,415	220	0.70
有 価 証 券	3,813	58	1.52	3,766	57	1.51
資 金 調 達 勘 定	41,661	37	0.09	41,933	36	0.09
貯 金・定期積金	41,661	37	0.09	41,933	36	0.09
借 用 金	0	0	—	0	0	—
貯 金 原 価 率	—	—	1.08	—	—	1.08
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.01	—	—	0.02

(注) 総資金利ざや＝総資金運用利回り－総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	24 年度増減額	25 年度増減額
受 取 利 息	▲16	▲6
貸 出 金	▲5	▲11
預 け 金	▲10	6
有 価 証 券	▲1	▲1
支 払 利 息	3	0
貯 金	3	▲1
譲 渡 性 貯 金	0	0
借 用 金	0	0
差 引	▲19	▲7

(注) 増減額は前年度対比です。

経 費 の 内 訳

(単位：百万円)

区 分	24 年度	25 年度
人 件 費	258	264
役 員 報 酬	18	18
給 料 手 当	193	190
賞 与 引 当 金 戻 入 額	▲20	▲12
賞 与 引 当 金 繰 入 額	12	14
福 利 厚 生 費	38	37
退 職 給 付 費 用	14	14
役員退職慰労引当金繰入額	3	3
旅 費 交 通 費	11	11
業 務 費	55	53
負 担 金	15	14
施 設 費	56	53
貯 金 保 険 料	6	6
雑 費	1	1
税 金	2	2
合 計	404	404

諸 指 標

最近 5 年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
経 常 収 益	572	513	494	471	472
経 常 利 益	3	3	20	5	10
当 期 剰 余 金	5	14	17	2	7
出 資 金	1,012	1,013	1,013	1,014	1,006
出 資 口 数	101,169	101,158	101,251	101,350	100,606
純 資 産 額	1,233	1,242	1,254	1,251	1,247
総 資 産 額	42,434	42,343	43,198	43,277	43,617
貯 金 等 残 高	40,840	40,831	41,663	41,738	42,072
貸 出 金 残 高	8,694	7,691	7,785	6,451	6,780
有 価 証 券 残 高	3,587	3,768	3,868	3,759	3,859
剰 余 金 配 当 金 額	4	4	4	2	4
出 資 配 当 の 額	4	4	2	4	4
事業利用分量配当の額	0	0	0	0	0
職 員 数	52 人	44 人	46 人	45 人	42 人
単 体 自 己 資 本 比 率	10.50%	10.63%	10.59%	10.61%	10.69%

(注)「単体自己資本比率」は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号)に基づき算出しております。なお、平成 24 年度以前は旧告示(パーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要に関する事項

1. 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成26年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、10.69%となりました。

2. 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資と非累積的永久優先出資により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	和歌山県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8億円（前年度8億円）

非累積的永久優先出資

項 目	内 容
発行主体	和歌山県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2億円（前年度2億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

内部留保は未処分剰余金の20%以上を利益剰余金等により積み立てる方針です。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成に関する事項 平成25年度

(単位：百万円)

項 目	前 期 末		当 期 末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	—		1,243	
うち、出資金及び資本準備金の額	—		1,006	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	—		241	
うち、外部流出予定額 (△)	—		▲4	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—		15	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—		15	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	—		1,258	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	—	—	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—

特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		—	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	—		1, 258	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	—		10, 972	
資産 (オン・バランス) 項目	—		10, 964	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		▲1, 937	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—		▲1, 937	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス項目	—		8	
CVAリスク相当額を 8 パーセントで除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	—		795	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	—		11, 768	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	—		10. 69%	

(注) オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計画手法を使用=3)

平成24年度

(単位：百万円)

項 目	24 年度末	項 目	24 年度末
出 資 金	1,014	他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	0
うち非累積的永久出資金	200	告示第5条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	0
期 限 付 優 先 出 資	0	告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの並びにこれに準ずるもの	0
回 転 出 資 金	0	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	0
資 本 準 備 金	0	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	0
利 益 準 備 金	171	控 除 項 目 不 算 入 額	0
任 意 積 立 金	50	基本的項目 計(A)	1,249
繰 越 剰 余 金	14	控除項目 計(D)	0
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	土地の再評価額から再評価の直前の帳簿価額を控除した額の45%に相当する額	0
当 期 利 益	2	一般貸倒引当金	16
処 分 未 済 持 分	0	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	0
外 部 流 出 予 定 額	▲2	告示第5条第1項第3号に掲げるもの	0
営 業 権 相 当 額	0	告示第5条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	0
企業結合により計上される無形固定資産相当額	0	補 完 的 項 目 不 算 入 額	0
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0	補完的項目 計(B)	16
自己資本総額 (C)=(A)+(B)	1,265	自己資本比率 (E)/(F)	10.61%
		(参考) (A)/(F)	10.47%

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号「漁業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

なお、平成24年度は旧告示（パーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

2. 当会は、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当会は、証券化取引、派生商品取引及び長期決済期間取引について取り扱わない方針であり当該取引に係る表示を省略しています。
4. 平成24年度については、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農林水産省告示第13号）」に基づき、基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他の有価証券の評価差損」は「—」で記載しています。

自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	24年度末			25年度末		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額	所用自己資本額	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額	所用自己資本額
		a	b=a×4%		a	b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	100	0	0	100	0	0
我が国の地方公共団体向け	3,597	0	0	3,771	0	0
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,307	6,532	261	31,556	6,311	252
法人等向け	501	450	18	400	0	0
中小企業・個人向け	575	431	17	499	319	12
抵当権付住宅ローン	1,152	403	16	1,155	404	16
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
3ヵ月以上延滞債権	80	95	4	63	78	3
漁業信用基金協会等保証	2,164	216	9	2,004	200	8
出資等	—	—	—	953	953	38
上記以外	3,805	3,429	137	3,120	2,699	107
（うち農林中央金庫等の対象普通出資等）	—	—	—	1,291	1,291	51
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（▲）	—	—	—	0	0	0
合 計	43,281	11,556	462	43,621	10,964	436

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

24年度			25年度		
粗利益額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	粗利益額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額
a	b=a×15%÷8%	c=b×4%	a	b=a×15%÷8%	c=b×4%
431	808	32	424	795	31

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

所要自己資本額

(単位：百万円)

24年度		25年度	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額 b=a×4%
a		a	
11,917	477	10,972	438

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アント・プアーズ・レーティング・サービス（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人向けエクスポージャー（長期）	R & I、J C R、Moody's、S & P、F i t c h	
法人向けエクスポージャー（短期）	R & I、J C R、Moody's、S & P、F i t c h	

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分		2 4 年度末			2 5 年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農林水産業	2,449	2,449	0	1,714	1,714	0
	製造業	111	10	101	25	25	0
	建設業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	338	338	0	1,038	1,038	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0
	サービス業	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	3,591	422	3,169	3,866	396	3,470
	その他	1,028	528	500	1,292	892	400
個人		2,735	2,735		2,737	2,737	
固定資産等		33,029			32,972		
合 計		43,281	6,482	3,770	43,644	6,802	3,870

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

3. 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分		2 4 年度末			2 5 年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1 年以下		3,615	3,314	301	3,838	3,838	0
1 年超 3 年以下		1,107	707	400	1,212	348	864
3 年超 5 年以下		1,130	367	763	1,010	307	703
5 年超 7 年以下		2,269	765	1,504	2,788	984	1,804
7 年超		1,397	595	802	1,086	584	502
期限の定めなし		33,763	734	0	33,710	741	0
合 計		43,281	6,482	3,770	43,644	6,802	3,873

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

区 分		24年度末	25年度末
法人	農林水産業	303	301
	製造業	0	0
	建設業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	卸売・小売業	0	0
	金融・保険業	0	0
	不動産業	0	0
	サービス業	0	0
	地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個 人		107	99
合 計		410	400

(注) 全て国内取引です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		24年度					25年度				
		期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
				使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当金		19	0	0	3	16	16	0	0	1	15
個別貸倒引当金		509	17	0	5	521	521	7	0	2	526
法人	農林水産業	464	0	0	5	459	459	0	0	2	457
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個 人		45	17	0	0	62	62	7	0	0	69

(注) 全て国内取引です。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		2 4 年度	2 5 年度
法 人	農林水産業	0	0
	製造業	0	0
	建設業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	卸売・小売業	0	0
	金融・保険業	0	0
	不動産業	0	0
	サービス業	0	0
	地方公共団体	0	0
	その他	0	0
個 人		0	0
合 計		0	0

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

区 分		2 4 年度末			2 5 年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	0	4, 473	4, 473	0	4, 692	4, 692
	10%	0	2, 164	2, 164	0	2, 004	2, 004
	20%	101	30, 869	30, 970	0	31, 557	31, 557
	35%	0	1, 152	1, 152	0	1, 155	1, 155
	50%	0	124	124	0	16	16
	75%	0	511	511	0	437	437
	100%	0	3, 771	3, 771	0	2, 247	2, 247
	150%	0	53	53	0	1, 451	1, 451
	200%	—	—	—	0	0	0
	250%	—	—	—	0	0	0
	1250%	—	—	—	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
自己資本控除額		0	0	0	0	0	0
合 計		101	43, 117	43, 218	0	43, 559	43, 559

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A・または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	2 4 年度		2 5 年度	
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業・個人向け	0	0	0	0
抵当権付住宅ローン	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
3 ヶ月以上延滞債権	0	0	0	0
漁業信用基金協会等保証	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

出資その他これに類する又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類する又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2 4 年度末		2 5 年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	76		76	
合 計	76	—	76	—

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区 分	2 4 年度末			2 5 年度末		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	—	—	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	2 4 年度末		2 5 年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

区 分	2 4 年度末		2 5 年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、債券市場、スワップ市場等の金利に関連する市場が変動することにより、貸出金、有価証券、貯金等の金利感応資産・負債の価値が低下するリスクをいいます。

当会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} \quad (\blacktriangle)$$

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

区 分	24 年度	25 年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	▲52	▲27

経 営 諸 指 標

区 分		24 年度末		25 年度末	
貯 貸 率 等	貯貸率（期末・期中）	15.5%	16.2%	16.1%	14.6%
	貯預率（期末・期中）	74.1%	73.6%	73.3%	75.0%
	貯証率（期末・期中）	9.0%	8.9%	9.2%	9.1%
	1 従業員当り貯金残高	928 百万円		1,001 百万円	
	1 店舗当り貯金残高	3,794 百万円		3,824 百万円	
	1 従業員当り貸出金残高	143 百万円		161 百万円	
	1 店舗当り貸出金残高	586 百万円		616 百万円	
利 益 率	総資産経常利益率	0.012%		0.023%	
	資本経常利益率	0.447%		0.812%	
	総資産当期純利益率	0.005%		0.017%	
	資本当期純利益率	0.182%		0.595%	

(注) 1. 総資産経常（当期）利益率＝経常（当期）利益／総資産平均残高（偶発債務見返除く）×100

2. 資本経常（当期）利益率＝経常（当期）利益／資本勘定平均残高×100

リ ス ク 管 理 情 報 等

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円，％)

区 分	24 年度末	25 年度末	増 減
リスク管理債権総額			
(A)=①+②+③+④	1,317	1,218	▲99
破 綻 先 債 権 額 ①	319	315	▲4
延 滞 債 権 額 ②	998	895	▲103
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額 ③	0	8	8
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 ④	0	0	0
保全額合計 (D)=(B)+(C)	1,317	1,218	▲99
担 保 ・ 保 証 付 債 権 額 (B)	796	692	▲104
個 別 貸 倒 引 当 金 残 高 (C)	521	526	5
保 全 率 (D)/(A)	100.0	100.0	—

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じているものをいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（注1、2に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、2、3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「個別貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円，％)

区 分	24 年度末	25 年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	385	375	▲10
危 険 債 権	932	836	▲96
要 管 理 債 権	0	8	8
不 良 債 権 合 計 額 (A)	1,317	1,219	▲98
正 常 債 権	5,160	5,579	419
保 全 額 合 計 (D)=(B)+(C)	1,317	1,219	▲98
担保・保証付債権額 (B)	796	693	▲103
個別貸倒引当金残高 (C)	521	526	5
保 全 率 (D) / (A)	100.0	100.0	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「個別貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれていません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円，％)

区 分	24 年度					25 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸倒引当金	19	0	0	3	16	16	0	0	1	15
個 別 貸倒引当金	509	12	0	0	521	521	7	0	2	526
合 計	528	12	0	3	537	537	7	0	3	541

貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	24 年度	25 年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退任慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	18	4

（注）1. 対象役員は、理事10名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

2. 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

② 役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成25年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. 平成25年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

本 会 の 組 織

会 員 数

資 格 別	24 年度末	25 年度末	増 減
正 会 員	38	35	▲3
准 会 員	3	3	0
合 計	41	38	▲3

役 員

平成 26 年 6 月末現在

	氏 名		氏 名
代表理事会長	榎 本 秀 春	理 事	吉 田 俊 久
代表理事専務	前部屋 泰 嗣	理 事	片 谷 匡
理 事	西 山 均	代 表 監 事	川 上 廣
理 事	濱 端 喜久次	常 勤 監 事	宇 都 靖 夫
理 事	狗 巻 吉 明	員 外 監 事	月 山 純 典
理 事	中 村 和 孝		

店 舗 一 覧

平成 26 年 6 月末現在

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁 3 3 番地	073-432-0761
有 田 支 店	有 田 市 宮 崎 町 2 4 0 5	0737-83-5566
御 坊 支 店	御 坊 市 塩 屋 町 南 塩 屋 4 5 0 番地の 4	0738-22-5277
田 辺 支 店	田 辺 市 江 川 4 3 の 3 5	0739-22-3170
串 本 支 店	東 牟 婁 郡 串 本 町 串 本 1 8 8 4 番地	0735-62-5400
湯 浅 営 業 店	有 田 郡 湯 浅 町 湯 浅 3 1 6 1 番地	0737-63-2220
比 井 崎 営 業 店	日 高 郡 日 高 町 阿 尾 1 7 8 の 1 0	0738-64-2733
す さ み 営 業 店	西 牟 婁 郡 す さ み 町 周 参 見 4 8 6 6 ー 7	0739-55-2414
勝 浦 営 業 店	東 牟 婁 郡 那 智 勝 浦 町 大 字 築 地 7 ー 8 ー 2	0735-52-0843

自動機器の設置状況

A T M（現金自動預入・支払機）、C D（現金自動支払機）の設置台数

区 分		店 舗 内	店 舗 外
漁 協 設 置	C D	0	0
	A T M	0	0
信 漁 連 設 置	C D	0	0
	A T M	7	4

協 同 会 社

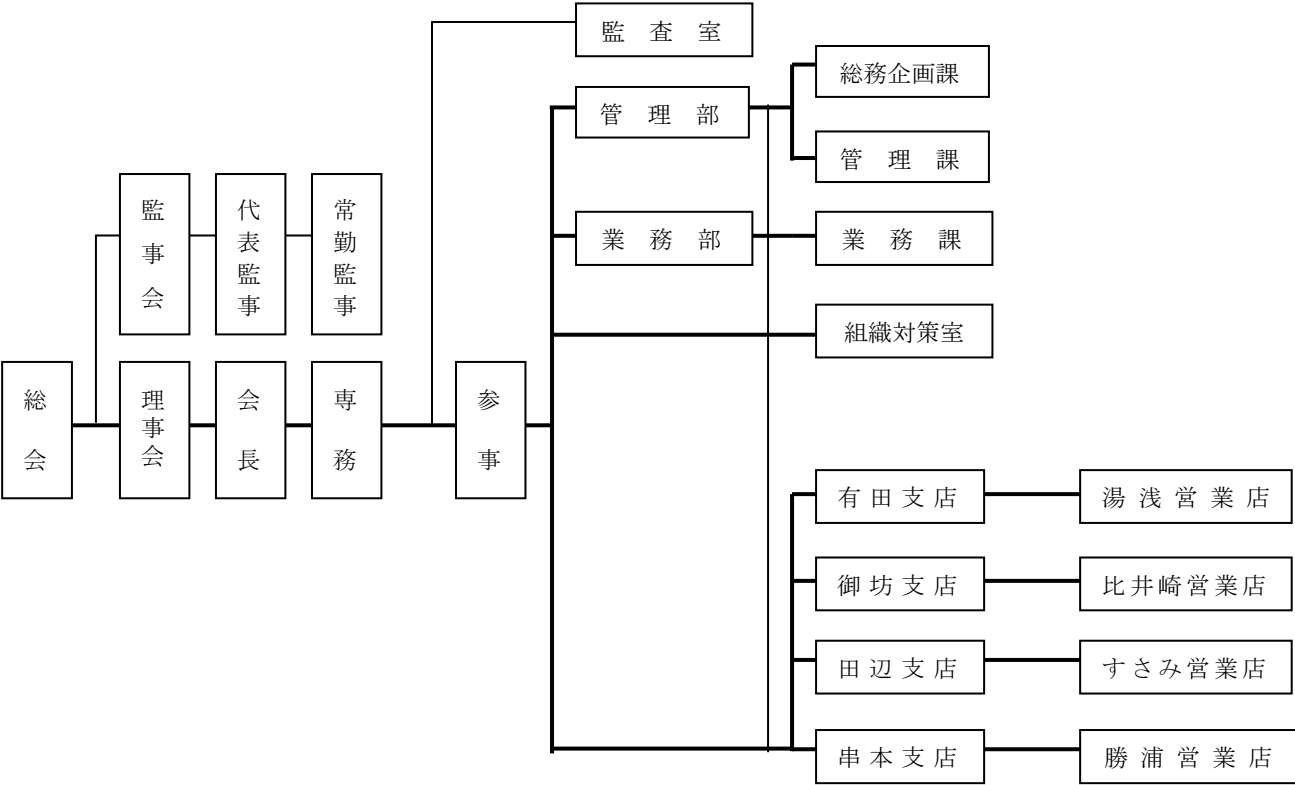
該当ありません。

特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

組 織 機 構 図

(平成26年6月末現在)



沿 革 ・ 歩 み

昭和 30 年 10 月	創立総会開催	平成 11 年 10 月	三輪崎漁協の信用事業を譲受し、三輪崎営業店を開設
昭和 30 年 11 月	農林大臣・大蔵大臣の設立認可	平成 12 年 2 月	初島漁協の信用事業を譲受
昭和 30 年 11 月	設立登記を完了		勝浦漁協の信用事業を譲受し、勝浦営業店を開設
昭和 34 年 9 月	田辺支所開設	平成 12 年 11 月	南部町漁協の信用事業を譲受し、南部町営業店を開設
昭和 36 年 2 月	勝浦支所開設	平成 12 年 12 月	日置漁協の信用事業を譲受
昭和 37 年 9 月	湯浅駐在員事務所設置	平成 13 年 2 月	栖原漁協及び下田原漁協の信用事業を譲受
昭和 38 年 3 月	串本駐在員事務所設置	平成 13 年 3 月	浦神漁協の信用事業を譲受し、浦神営業店を開設
昭和 40 年 6 月	農林漁業金融公庫業務受託		古座漁協の信用事業を譲受
昭和 44 年	湯浅支所に昇格	平成 13 年 9 月	西向漁協の信用事業を譲受
昭和 44 年	漁業近代化資金制度創設	平成 13 年 10 月	加太漁協の信用事業を譲受し、加太営業店を開設
昭和 50 年 3 月	貯金残高 100 億円突破	平成 13 年 11 月	箕島町漁協の信用事業を譲受し、箕島町営業店を開設
昭和 50 年 9 月	信漁連会館竣工	平成 13 年 12 月	大島漁協の信用事業を譲受
昭和 51 年 1 月	系統為替の取扱開始	平成 14 年 3 月	田辺漁協の信用事業を譲受し、田辺営業店を開設
昭和 51 年 7 月	他行為替の取扱開始		檜野漁協の信用事業を譲受
昭和 52 年 7 月	串本支所に昇格	平成 14 年 10 月	衣奈浦営業店を廃止
昭和 54 年 2 月	全銀内国為替制度に加盟	平成 14 年 11 月	雑賀崎漁協の信用事業を譲受し、雑賀崎営業店を開設
昭和 55 年 3 月	貯金残高 200 億円突破		有田支店を開設、湯浅支店を廃止、湯浅営業店を開設
昭和 59 年 10 月	貯金残高 300 億円突破	平成 15 年 3 月	浦神営業店を廃止
平成 1 年 7 月	全国漁協オンラインセンター稼働	平成 15 年 4 月	田辺営業店を廃止、田辺支店を開設
平成 1 年 7 月	串本支所を駐在所に変更	平成 15 年 5 月	白浜支店を廃止、白浜営業店を開設
平成 4 年 3 月	貯金残高 400 億円突破	平成 16 年 12 月	勝浦支店を串本支店へ統合し、勝浦営業店を開設
平成 6 年 3 月	湯浅支所、田辺支所業務を本所に移管	平成 20 年 7 月	三尾漁協の信用事業を譲受
平成 6 年 6 月	塩津漁協、戸坂漁協、大崎漁協の信用事業を譲受し、下津営業店を開設	平成 20 年 12 月	由良町営業店・印南町営業店を廃止
平成 6 年 7 月	毛見浦漁協の信用事業を譲受	平成 21 年 4 月	南部町営業店を廃止
平成 7 年 7 月	串本漁協信用事業を譲受し、串本支店を開設。串本駐在事務所を廃止	平成 21 年 5 月	湊浦営業店・白浜営業店を廃止
平成 7 年 8 月	田村漁協、湯浅中央漁協、衣奈浦漁協、由良町漁協の信用事業を譲受し、湯浅支店を開設。湯浅支所は廃止	平成 21 年 5 月	宇久井営業店を廃止
平成 7 年 9 月	白浜漁協、すさみ漁協の信用事業を譲受し、白浜支店を開設	平成 21 年 8 月	須江営業店・三輪崎営業店を廃止
平成 7 年 10 月	比井崎漁協、御坊市漁協、印南町漁協の信用事業を譲受し、御坊支店を開設	平成 21 年 10 月	田野浦営業店を廃止、雑賀崎営業店を和歌浦湾営業店に変更
平成 9 年 6 月	湊浦漁協の信用事業を譲受し、湊浦営業店を開設		下津営業店・田村営業店を廃止
平成 9 年 12 月	宇久井漁協の信用事業を譲受し、宇久井営業店を開設	平成 26 年 5 月	加太営業店・和歌浦湾営業店を廃止
平成 10 年 8 月	須江漁協の信用事業を譲受し、須江営業店を開設		
平成 11 年 7 月	田野浦漁協の信用事業を譲受し、田野浦営業店を開設		
平成 11 年 9 月	西脇漁協の信用事業を譲受		

手 数 料 一 覧

平成 2 6 年 4 月 1 日現在

内国為替の取扱手数料

種 類			自店宛	当会本支店及 び漁協系統宛	他金融機関宛	
振 込 手 数 料（1件につき）					電信扱い	文書扱い
窓 口 利 用	3万円以上	216 円	432 円	864 円	864 円	
	3万円未満	無 料	216 円	648 円	648 円	
自 動 機 利 用	3万円以上	無 料	216 円	540 円	—	
	3万円未満	無 料	108 円	324 円	—	
定 時 定 額 自 動 振 込	3万円以上	無 料	216 円	540 円	—	
	3万円未満	無 料	108 円	324 円	—	
J F マリンネット利用	3万円以上	無 料	216 円	540 円	—	
	3万円未満	無 料	108 円	324 円	—	
送 金 手 数 料（1件につき）			—	432 円	864 円	864 円
代金取立手数料（1通につき）			—	（至急）864 円		（普通）648 円
そ の 他	送金、振込の組戻料			1 件につき		648 円
	不 渡 手 形 返 却 料			1 件につき		648 円
	取 立 手 形 組 戻 料			1 件につき		648 円
	取立手形店頭提示料			1 件につき		648 円
ただし、648 円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。						

- （注） 1. 他金融機関宛とは、農協・農林中金・銀行・信用金庫等とします。ただし、自動機利用及び JF マリンネット利用の場合に、農協・農林中金は当会本支店及び漁協系統宛に含みます。
2. 窓口利用・3 万円以上の自店宛振込手数料は、振込金を貯金口座から振り替える場合は無料となります。
3. 上記手数料には消費税（8%）が含まれております。

その他の諸手数料

残高証明書発行手数料	1 通につき	432 円
利息証明書発行	1 通につき	432 円
自己宛小切手発行手数料	1 通につき	540 円
通帳・証書喪失再発行手数料	1 通につき	1,080 円
キャッシュカード喪失再発行手数料	1 通につき	1,080 円
取引履歴検索手数料	顧客 1 件につき	1,080 円
住宅ローン関係手数料		
①貸付事務手数料	1 案件	全国保証扱い 無 料
	〃	上記以外 32,400 円
②固定金利更新手数料	1 回につき	5,400 円
③繰上償還手数料	1 回につき	
変動金利選択中一部繰上	〃	5,400 円
〃 全額繰上	〃	5,400 円
特約期間固定金利中一部繰上	〃	21,600 円
〃 全額繰上	〃	32,400 円
特約期間固定金利終了時一部繰上	〃	5,400 円
〃 全額繰上	〃	32,400 円
両 替 手 数 料	1～100	無 料
	101～500	216 円
	501～1,000	432 円
	1,001～	500 枚毎に 216 円追加

- （注） 1. 両替手数料は、両替前または両替後の硬貨枚数と紙幣枚数の取扱合計枚数のいずれが多い方の枚数を適用します。
2. 上記手数料には消費税（8%）が含まれております。

勧 誘 方 針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、ご利用者の皆様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. ご利用者の皆様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. ご利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、ご利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、ご利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. ご利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。